

地域共生社会に向けた居住支援の展開と課題Ⅱ

2022 年度社会調査実習報告書

2023 年 6 月

東京大学大学院人文社会系研究科・文学部

社会学研究室

地域共生社会に向けた居住支援の展開と課題Ⅱ

目次

| | |
|--|----------------|
| はしがき | 1 |
| | 祐成保志・税所真也 |
| 本調査実施の背景・プロセス・概要 | 2 |
| | 服部恵典・金磐石・桐谷詩絵音 |
| 「見守り」の限界を超えた支援形態を構想する | 5 |
| | 逸見蒼真 |
| 不登校当事者の「自己スティグマ」の脱却を図る支援のあり方 | 13 |
| | 齋藤颯也 |
| 障害者就労から地域総合交流拠点へ | 21 |
| | 杉山玄光 |
| 居住支援法人の支援事業の持続性に係る考察 | 29 |
| | 戸田大喜 |
| 更生保護と社会復帰をめぐる考察 | 38 |
| | 河野知泰 |
| 地域コミュニティは非正規滞在者をどのように包摂・保護していけるか | 47 |
| | 塚本愛美 |
| 在日ベトナム人留学生の日本語学習への意欲維持に関する考察 | 53 |
| | 阿部央幸 |
| 宅地建物取引業が留学生の住環境整備における役割に関する考察 | 60 |
| | 陳壮壮 |

| | | |
|------------------------------------|-----|-------|
| 相続登記促進のために区民大学講座が果たす役割 | 67 | 大谷康人 |
| 性的マイノリティに開かれた住宅支援を探る | 75 | 松島龍宏 |
| 孤立妊婦支援における行政と NPO の連携の現状と評価 | 80 | 葉いずみ |
| シングルマザー支援としての NPO と行政の連携 | 89 | 赤津伸明 |
| 父子家庭の居場所やネットワークの形成に向けた支援のあり方 | 96 | 有園晴斗 |
| ベッドタウンでの移住・子育て支援, その可能性について | 105 | 松山光 |
| ライフスタイル移住の多様化と NPO の役割 | 112 | 品川英俊 |
| アニメを契機とする移住の分類に関する考察 | 121 | 秋元幸多 |
| 移住支援における行政と住民の連携のありかた | 128 | 鈴木港斗 |
| 行政と民間の協働・相違・さらなる協働 | 136 | 長谷川真邑 |
| 避難生活の長期化とそれに伴う避難実態の変化について | 144 | 滝沢啓志 |
| 社会調査実習 参加者（レポート提出者）名簿 | 152 | |

はしがき

本報告書は、2022年度に東京大学大学院人文社会系研究科・文学部社会学研究室が実施した社会調査実習の成果物として、大学院生2名、学部生17名による最終レポートを収録したものです。調査の企画・運営全般を統括したのは、授業担当教員の祐成保志・税所真也です。服部恵典氏（博士課程3年）はRA（リサーチアシスタント）として調査実施の補助を担当し、金磐石、桐谷詩絵音（同1年）の両氏は、TA（ティーチングアシスタント）として授業実施の補助にあたりました。

2022年度の実習は、前年度に引き続き、「地域共生社会に向けた居住支援の展開と課題」というテーマのもとで実施しました。「居住支援」は、2000年代半ば以降に用いられるようになった比較的新しい概念ですが、「住まい政策を社会保障の重要な課題として位置づけ、そのために必要となる施策を本格的に展開すべきである」とした政府の『全世代社会保障構築会議報告書』（2022年12月）にみられるように、近年、制度的な基盤が整えられようとしています。本実習では、居住支援についての政策の動向、とりわけ地域共生社会という理念のもとで進んできた住宅政策と福祉政策の接近に着目しながらも、具体的な調査課題は受講者の関心に沿って設定しました。このため、本報告書で扱われる居住支援の範囲は、制度上の概念よりも幅広いものとなっています。

この実習は、多くの皆さまのご協力なくしては実現できませんでした。とつぜんのお願いにもかかわらず取材に応じてくださり、書き起こしとレポート原稿の確認など、手間のかかる作業に親身にご協力いただきましたみなさまに、心よりお礼申し上げます。

本報告書に収録したレポートは、受講生が自ら実施した調査にもとづき、問題意識を発展させ、自分たちで考えたことを表現したものです。支援活動に従事されるなか取材にご協力くださったみなさまをはじめ、現場の方たちに参考となる内容となっておりましたら、望外の幸いと存じます。

なお、レポートのアイデアはそれぞれの著者に帰属しますが、レポート中の不備や至らない点に関する責は、調査責任者が負っております。お気づきの点がございましたら、忌憚なくご指摘をいただきますよう、お願い申し上げます。

2023年6月20日

東京大学大学院人文社会系研究科・文学部社会学研究室
准教授 祐成保志
助教 税所真也

追記 本実習の量的データ分析演習では、2017・18年度の社会調査実習において川崎市民を対象に実施されたアンケート調査のデータを用いました。同調査は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）・戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域の研究プロジェクト「都市における援助希求の多様性に対応する公私連携ケアモデルの研究開発」（代表：島菌進）の一環として行われたものです。

相続登記促進のために区民大学講座が果たす役割

——法律相談へのアクセス向上にむけて——

大谷康人（文学部社会学専修課程3年）

1 はじめに

近年、空き家率が上昇し、さまざまな問題を引き起こしている。たとえば、齋藤広子(2014)によれば、不法投棄、景観の悪化などの地域に与える悪影響、公共サービスの提供範囲の拡大によるサービスの非効率化、地域の自治能力への負担の増加、空き家を管理している人としていない人の間での新たな不平等の発生がある。

空き家に関する問題は、上記のように多岐にわたる。本稿では、空き家の利用や処分という空き家問題の解決の前提となる不動産登記について注目する。吉原祥子(2017)によれば、「所有者不明」の土地が、災害復旧や空き家対策などのさまざまな局面において、障害となる事例が報告されており、土地の所有者がわからなくなってしまう要因として、相続未登記がある。実際に、「平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」によれば、登記簿のみでは、土地の所有者の所在がわからなかったときの原因として、最も多いのが、「所有権移転の未登記（相続）」であり、66.7%を占めている。

このような現状から空き家問題の解決のためには、相続登記の促進が必要になる。

2 先行研究の検討とリサーチクエスチョン

本稿の目的は、空き家の利活用の前提となる相続登記の促進である。実際に、令和3年4月には、不動産登記法が改正され、令和6年4月から相続登記が義務化されることになった。相続登記が義務化されたことによって、相続登記の実行のために、これまで法律相談を経験したことがない多くの人が、法律相談へのアクセスを求めることになると思う。

さらに、菅原郁夫(2012)によれば、遺言相続問題に分類される法律問題を抱えた人は、弁護士等に相談することを求める割合が他の法律問題に比べて高く、相談しなかった場合でも、問題が解決したことで弁護士への相談を求めなかった可能性が高い。つまり、相続という法律問題は、問題を抱えた人々が関心を持ち、適切な対処方法を取れば解決できる問題であると考えられる。

しかし、濱野亮(2022)によれば、弁護士の利用経験がない人びとにとって貴重な法律相談の機会であると考えられる、自治体の法律相談、弁護士会の法律相談、法テラスの利用率は、弁護士の利用経験がある人びとの利用率よりも低くなっている。このように、法律相談へのアクセスは未経験者にはハードルが存在するため、相続登記の促進のためには、相続登記の義務化に加えて、相続登記の問題に直面した人びとにとって、法律相談にアクセスしやすい環境をどのように作り出すかということを考える必要がある。

3 分析対象と調査方法

相続登記の問題を抱えた人々が法律相談にアクセスしやすい環境を、どのように作り出すかについて調査するために、葛飾区の生涯学習事業である「かつしか区民大学」の中で行われている講座の一つである「司法書士が教える相続の知識」（公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会共催）に関してのインタビュー取材を行った。法律相談へのアクセスという観点から、生涯学習の一環として提供されている講座が果たす役割について考察する。

この講座を分析対象とした理由は2つある。まず、相続の知識を講義で提供するだけでなく、講義実施のおよそ3週間後に、講座の一環として、東京司法書士会城北支部に所属する司法書士との相談会も行われているからである。講義と相談会がセットになって提供されることによる効果を分析することで、より効果的な法律相談へのアクセス向上のための方策を考えられる。

次に、行政と民間が連携した事例であるためである。立神靖久ら（2019）によれば、自治体の空き家問題の対処においては、相続に関しての法的知識が求められるため、行政と民間団体との連携の必要がある。今回の分析対象である講座は、「かつしか区民大学」という生涯学習の機会を提供する行政と、相続に関する専門的な知識を持つ司法書士という、行政と民間団体の連携の事例であると考えられる。

今回の取材では、葛飾区生涯学習課職員（A氏とB氏）、講座で講師を務めた司法書士木村事務所の木村拓先生、講座の運営を行っている川のほとり司法書士事務所の高野守道先生（東京公共嘱託登記司法書士協会企画部理事兼城北地区幹事）にインタビューを行った。

4 取材から得られた知見

4.1 相続登記義務化の効果

インタビューからは、相続登記義務化が、相続登記に関する人々の意識に大きな影響を与えていることを実感している声が、多く聞かれた。

日々の業務で相続の仕事が増えていると感じていて、自分1人のことではなく、相続登記義務化は、相当なインパクトがありそうだと感じています。（中略）事務所に来るお客さんでも、はっきりこれを言う人もいますので。（高野先生）

「相続登記を完了せずに、2年後の令和6年4月になって制度がスタートしたら過料（罰金）ですよ。」という方が多いですね。（木村先生）

さらに、相続登記義務化が、実際の相談の場面において、相続登記の促進に重要な役割を果たしていることを実感している声も聞かれた。

我々も説明しやすいですね。今まで「相続登記、義務じゃないですよ。」って言われ

たら「義務じゃないです……」,「罰ないですよね」って言われたら「罰ないです……」
としか言いようがなかったのが,「いや,もう義務化されていますよ」「罰ありますよ」
と言えるので,そこは説明がしやすくて,「だからやりましょう」と言えますね。(高野
先生)

相談にいらして,こっちで手続きの内容説明した結果,「いや,ほっとこう」という
方も,結構年配の方ですけど,(中略)「子供たちにやらせりゃいや」という方もいら
っしゃいました.それが,今は「2年後にはもう罰金ですからね,過料ですからね」とい
うのが言えるので。(木村先生)

相続登記義務化は,相続登記に対する人々の意識の変化をもたらすとともに,実際の相
続登記の相談の場面において,これまでにはなかった新しい説得の材料になることで,大
きな役割を果たしていることがわかった.つまり,相続登記に関する問題を抱えた人が,
問題を解決しようという意欲が高まるとともに,法律相談という場面においても適切な対
処方法に導くことができる可能性も高まり,相続登記が行われる可能性が高まっていると
考えられる.法律相談に繋がりさえすれば解決に向かいやすい以上,法律相談へのアクセ
スを容易にすることが,相続登記促進に向けて重要なポイントになってくると考えられる.

4.2 講座への参加の容易さと参加者の満足の要因

インタビューから,講座の参加者は多く,満足度も高いという声が聞かれた.

今までずっと毎回本当に盛況で,特に相談会については,コロナもあるにもかかわらず,
ほぼ全ての枠が埋まるような勢いで予約をいただいています。(中略)本当に皆さん
関心が高いと思っています。(高野先生)

相談の部分が,やっぱり満足度高いと思います.講義の部分についても,1回目から
ずっと企画に参加していますけども,後ろから見ていて,皆さんの聞き入っている感じ
は,本当に伝わってきますね.一生懸命に資料にメモしていたり,第1回終わった後の
質問も,時に鋭い質問が出てきたりするので,やはり皆さんの関心の高さを感じており
ます。(高野先生)

多くの人に講座に参加してもらうことに加えて,参加者に,講義と相談会を合わせた講
座全体の内容にも満足感を感じてもらえる理由について,葛飾区の取り組みと講師である
司法書士の取り組み,さらに両者の連携の効果という3つの視点から見ていく.

4.2.1 葛飾区の取り組み

インタビューから,葛飾区として,より多くの人に参加してもらうための取り組みが大
きく2つ聞かれた.

区民大学の講座ということで,葛飾区は広く,いろいろなエリアに住まれている方が

いらっしゃいます。そういった方々に、広くご参加いただけるように、毎回、会場を変えて、区内のさまざまなエリアで実施しております。(A氏)

講座では、今まで相続に関心がなかった方でも学んでいけるよう、基本的な知識を理解してもらうことを大事にしており、先生方にもそのような講義になるようお願いしております。(B氏)

開催する場所に関する工夫を行うことで、移動という物理的な障害を小さくし、多くの人が参加しやすい状況を整えている。さらに、多くの人が理解しやすい基礎の部分について伝えるというこだわりにより、参加に対する心理的ハードルを小さくするとともに、モチベーションを引き出している。学習のモチベーションと物理的なアクセスの両面に注意を払うことで、多くの人が参加しやすい状況を整えることに成功している。

4.2.2 司法書士の取り組み

前項のような取り組みによって、多くの人に参加してもらえたとしても、参加者に講座自体に満足感を感じてもらえなければ、最終的に相続登記を行うという行動につながる可能性は低くなると考える。それを防ぐためには、講座の満足度を高める必要がある。

インタビューから、司法書士の先生方が行っている、参加者に満足してもらうための取り組みが大きく2つ聞かれた。

講座のレジュメは、私が作っていますが(中略)、実はフォントのサイズにすごい気をつけています。というのは、参加者の方々が結構やっぱり年配の方多いです。だから、(中略)必ず文字のサイズは、20ポイント以下は使わないようにしています。後から見返してもらいたいなっていうのがあって、30ポイントとか、見やすいようにレジュメを作っております。(木村先生)

2回目の時は、全部の質問に答えていますよね。1回目に来た質問に対して、全てをスライドにして、皆さんの前でしゃべっているので、そこに対する満足度もあると思います。(高野先生)

レジュメのフォントの大きさに関する細かな配慮によって、講義を受けた時だけではなく、講義について振り返ることができるようになり、相続に関する知識がより深まるようになっている。さらに、その中で生まれた疑問点を2回目の講座で解決してもらえることで、一連の講座の中で、正確な知識を身につけることができる可能性が高くなり、多くの人に満足してもらえる要因になっている。

4.2.3 葛飾区と司法書士の連携による効果と課題

上記のような、多くの人が参加しやすい状況を作り出す取り組みと、講座自体の満足度を高める取り組みは、よりよい講座の実現のための、葛飾区と司法書士の連携として見ることができる。このような連携の効果を、実際に講座を運営している方々は、どのように

捉えているのか。

インタビューから行政と司法書士の連携により大きな効果が生まれていることを実感する声が多く聞かれた。

相談については、やはり自分で、いきなりどっかの事務所に相談に行くのは、多分ハードル高いと思います。ところが、区がやっているもので、みんなが来るものとなるとちょっと参加しやすいのかなと。(中略) やっぱり、区がやっているっていうのは、我々からすると、かなり大きいなというのを感じています。(高野先生)

司法書士の先生方の講座を受けた方が、実際にその後、先生の事務所にご相談に行かれたケースもあるとお聞きしています。そういった意味で、参加者の方にとって、生涯学習課で実施している講座が、実際に相談に繋がり、それについても先生方にサポートしていただけたということは、この講座を実施していたからこそと、考えています。(A氏)

実際に、講義が終わった後に、私の事務所に電話が来て、「講義を受けたから、ちょっと相談したいんだけど」という方が結構多いですね。(中略) すごくやっぱり地域貢献というか、司法書士と知り合うきっかけとしても、役に立てるのかなと思いますね。(木村先生)

このように、立神ら(2019)が指摘するような行政側が、相続登記に関する法律の知識を補う役割を専門家に求めるという方向での連携の有効性以外にも、日々業務にあたる専門家も連携の有効性を実感していた。すなわち、行政との連携によって、行政に対する信頼から、相続に関する問題を抱える人が持つ相談に対するハードルが下がるという効果を実感していることがわかった。したがって、行政と民間団体が連携することが、双方にとって大きな役割を果たし、相続登記の促進がより加速していくと考えられる。

より多くの人に参加してもらうための工夫と、満足してもらうための工夫によって、相続登記に関わる問題を解決しようとする人が、法律相談にアクセスすることが容易になり、講座によって得た知識から適切な対処をとることが可能になる。

しかしながら、インタビューから行政と民間団体の連携に関する課題も見えてきた。

区役所からすると、多分難しいとは思いますがね。民間の司法書士を紹介することは立場的に難しい気もしますね。(高野先生)

この講座は、生涯学習課と公嘱協会で開催しておりますが、相談員については、我々も入っていますが、司法書士会の城北支部の協力を得ています。(中略) なかなか難しいところが、支部の執行部からすると、相談員を募る度に私が入っていると、「なんだ、あいつ自分のために」となってしまうので、「とにかく相談員には入らないから協力してください」ということで、協力を得ています。(高野先生)

行政と民間の連携においては、行政の中立性と民間の普段の業務に対する新たな負担という側面が存在しており、それを克服するための取り組みの必要性が存在することがわかる。

4.3 講座の特色と役割

前項のように、参加のためのハードルが下がり、より多くの人に参加してもらえる相談会も含めた一連の講座は、他の相談と比べてどのような特徴を持っているかを考える。インタビューから、大きく3つの特色が存在することがわかった。

4.3.1 問題解決のための「交通整理」

インタビューから、相続に関する問題を抱える多くの人が、相談すべき専門家がわからず悩んでしまっている現状を実感する声が聞かれた。しかしながら、そのような状況において、多くの人に参加しやすい相談の場であるということが果たす役割を実感する声も聞かれた。

相談内容で多かったところで言うと、相続税に関する相談がすごく多かったですね。ただ、相続税は、税理士さんの分野なので、個別具体的に相談に乗ることができず、申し訳なかったなというのがあります。ただ、そういうのは税理士さんに相談してくださいと、案内ができるので交通整理的な役割として、安心して相談できて、(中略)案内できたのは、すごく良かったかなと思います。(木村先生)

相続という出来事において、相続税や相続登記など、多様な法律問題が発生する中で、まず最初の問題として、どの専門家に相談すれば良いかわからないという問題が存在する。それに対して、参加が容易な相談形態を実現することによって、最初に相談に赴くことができる場所となり、「交通整理」の役割を果たすことによって解決している。

4.3.2 講義と相談の同時提供による効果

インタビューから、講義と相談が一連で提供されることによって、相談がスムーズになる可能性を実感する声も聞かれた。

相談のスムーズさで言うと、1回目の講義をとりあえず聞いてきてくださるので、ある程度の本当の基礎的な知識がありますね。あくまでも1回目の講義を聞いて、(中略)ちょっと考えた上で来てくれるので、「そうです、そうです」、「そこはちょっとだけ違います」となります。それが事務所だと、本当に一からの説明になるので、そういう意味でスムーズさは、感じましたね。(高野先生)

講義によって得た基礎的な知識を、相談者自身が自分の事例について当てはめ、さらに、相談の際に、それが正しいかどうかを聞くことができるため、相談がスムーズになるとともに、相続に対する理解がより深まっていく。

4.3.3 区民相談室との相談者の性質の違い

インタビューから、講座の相談会の相談者と、月に1回開催されている区民相談室の相談者の性質の違いに関する声も聞かれた。

葛飾区役所で区民相談に来た人の方が、切羽詰まっていて、具体的な内容で、(中略)資料もしっかり持ってきて、こうなっていますっていう人がいるかな。講座の相談会では、資料を、どさっと持ってくる感じではないですね。(高野先生)

私は、足立区の司法書士ですので、足立区の方に入ったことがあります、やっぱり同じイメージですね。(中略)やっぱり、同じように資料をどんと持ってきて、「私ここのんですけど、兄弟がここにいて」とか結構ディープな話になっています。(木村先生)

講座の相談会の相談者と、区民相談室の相談者とでは、事前準備の量や相談の奥深さが異なることがわかった。これは、講座という講義と相談会が一連で提供されることによって、区民相談室よりも講座の方が、相談者が相続に関する問題に関して詳しくわからないという状況を、受容することを示すことができているからであると考えられる。相続に関する問題に対して、どう対処すればよいかわからないという状態を、受容することを表明しているからこそ、多くの人が、より気軽に相談に赴くことができる機会になっていると考えられる。

5 結論

以上の考察から、本研究で取り上げた、かつしか区民大学の「司法書士が教える相続の知識」という講座は、相続登記の義務化により、相続登記の問題に直面する人が増えていくと予想される中で、法律相談にアクセスしやすい環境を作り出していると考えられる。今回のインタビュー取材から、相続に伴って発生する多様な問題に直面している人が、自ら、相談すべき専門家を見つけ出し、事務所に相談に赴くことや問題解決のために行動を起こすことに対して、心理的な抵抗感を抱えているということがわかった。濱野(2016)によれば、自発的に法律相談にアクセスすることが難しい人に対して、福祉職者と弁護士や司法書士が連携して、アウトリーチを行うことが必要な理由として、ターゲットとなる人々が、さまざまな理由から、普段サービスを提供している場所を訪れない傾向が強いということを挙げている。さらに、アウトリーチの成功には、サービス提供者やスタッフのコミュニケーション能力、共感能力や熱意などの性質も重要である。本稿で取り上げた講座では、このような成功のための条件を多く満たしていた。

まず、問題解決ための行動を促す、相続登記の義務化は相続登記への関心を高めるだけでなく、相談における新たな説得の材料となっていた。そして、区が講座を提供することによる安心感や多くの人が講座に参加しやすいような場所や内容の設定が機能し、物理的および心理的障害を取り除くことに成功していた。加えて、講座におけるさまざまな工夫が、参加者の満足度を高めることに成功していた。その結果として、その後の相談にも繋がっていた。

講義と相談会が1つの講座であるという形式にも多くの特徴がみられた。まず、相続に関する問題をどう処理して良いかわからない相談者の人も受け入れるということを、講座という実施形式によって明確に示し、参加へのハードルを下げている。そして、参加へのハードルが下がることによって、相談すべき専門家がわからない人々に、適切な専門家を紹介するという「交通整理」の機能も果たしていた。また、講義と相談会の提供により、相談自体がスムーズになるという効果も生まれていた。

しかしながら、行政の民間団体の連携には、行政の中立性と普段の業務の妨げとなってしまうという両者にとっての負担が存在していた。講座のためのレジュメやアンケートへの解答の用意や、相談員として多くの司法書士に参加してもらうための取り組みが行われた上で、講座の開催が可能となっていた。

相続登記義務化に伴い、相続登記の問題を抱える人びとが増えると考えられる中で、行政と民間団体の連携を実現し、相続登記に関する問題を抱える人のニーズに応えることを実現している「司法書士が教える相続の知識」という講座は、相続登記の促進に繋がる取り組みの1つであると考えられる。

【文献】

- 濱野亮, 2016, 「司法ソーシャルワークによる総合的支援」『立教法学』93: 194-55.
———, 2022, 「弁護士へのアクセス——弁護士相談を中心に」『立教法学』106: 234-305.
国土交通省, 2016, 「平成28年度地籍調査における土地所有者に関する調査」.
齊藤広子, 2014, 「空き家問題予防・解消のための不動産制度上の課題」『日本不動産学会誌』28(3): 24-31.
菅原郁夫, 2012, 「ニーズ調査の二次分析とそこからの示唆」『総合法律支援論叢』1: 25-50.
立神靖久・横山俊祐・徳尾野徹, 2019, 「全国自治体の空き家対策の取り組み状況に関する報告」『日本建築学会技術報告集』25(59): 439-44.
吉原祥子, 2017, 「所有者不明土地問題の実態と課題」『日本不動産学会誌』31(3): 79-83.

地域共生社会に向けた居住支援の展開と課題Ⅱ

2022 年度社会調査実習報告書

2023 年 6 月 30 日発行

編集：祐成保志・税所真也・服部恵典・金磐石・桐谷詩絵音

発行：東京大学大学院人文社会系研究科・文学部

社会学研究室

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1
